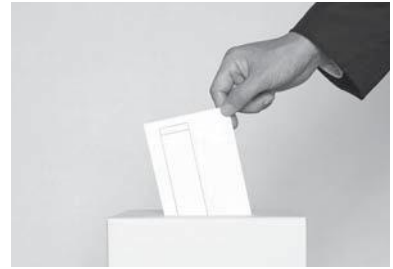


## 2月17日（日）は町議会議員選挙投票日



選挙での投票は町民の権利と責務です

### ■あなたの1票が町をつくる

2月17日（日）は、町議会議員一般選挙の投票日です。

選挙は、有権者が政治に参加する最大の機会であるとともに、国民の権利であり、責務でもあります。忘れずに投票しましょう。

投票できる日は、期日前投票日を合わせると5日間あります。投票日当日に投票できない人は、期日前投票をお願いします。

#### ●告示日

2月12日（火）

#### ●投票日

2月17日（日）

#### ●投票時間

午前7時～午後6時

#### ●投票できる人

平成13年2月18日以前に生まれ、

引き続き3か月以上町内に居住している人

#### ●準備物

入場券

### ■投票日に投票できない人は期日前投票をご利用ください

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない場合は、投票日前に投票ができます。

#### ●期日前投票の期間

2月13日（水）～16日（土）

※土曜日にも投票ができます。

#### ●期日前投票の投票時間

午前8時30分～午後8時

#### ●期日前投票の投票場所

町役場2階会議室

#### ●期日前投票の準備物

入場券

※お手元に届いているときはお持ちください。

### ■長期間町内に不在の人は不在者投票ができます

町内に長期不在のため、期日前投票ができない人は、不在者投票ができます。この場合は、郵便による手続きなど日数を要します。不在者投票を希望する人は、お早めに町選挙管理委員会にお問い合わせください。

町選挙管理委員会（町総務課内） ☎096-234-1140（内線222）

### ■2月23日（土）甲佐町人権教育講演会を開催します

甲佐町人権教育推進協議会（蔵田勇治会長）では、住民などと同和問題や人権問題に対する意識を持つことの大切さを伝えることを目的とした「平成30年度甲佐町人権教育講演会」を開催します。

### ■差別のない明るい社会を目指して

すべての住民が心豊かに暮らすためには、お互いの人権を尊重し合い差別のない明るい社会を目指すことが重要です。

そのためには、特に同和問題を人権問題の柱としてとらえ、その完全解決を目指すとともに差別意識の解消に向けた取り組みを充実

させることが必要です。

講演会に参加してお互いの交流を深めるとともに、人権問題を自らの問題としてとらえ、正しい認識と理解を深めてその問題の解決に向けて考えてみませんか。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

#### ●開催日時

2月23日（土）午前10時～正午

※受付は午前9時30分～

#### ●会場

町生涯学習センター・ホール

#### ●講演会

#### ●講師

南関第三小学校 森山資典校長

#### ●演題

「なかまをつくる部落に生まれ  
て」

#### ●共催

町、町教育委員会

#### ▼お問い合わせ先

甲佐町人権教育推進協議会

（町教育委員会社会教育課内）

☎096-234-234・24447

（内線324）

## 2月23日（土）開催 甲佐町人権教育講演会



多くの皆様のご参加をお待ちしています

甲佐町人権教育推進協議会（町教育委員会社会教育課内） ☎096-234-2447（内線324）

国民年金

国民年金保険料  
2年前納制度のご案内



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■納付済期間が満たない場合に  
任意加入で受取額を増やせます

2年度分の国民年金保険料をまとめて納める「2年前納」をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,000円程度の割引になります。

なお、平成29年より、これまでの口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード納付による2年前納が可能になりました。  
2年後も前納を希望する場合は、再度申出書が必要となりますのでご注意ください。

■平成30年度の割引額

口座振替2年前納の割引額は、15,650円、現金およびクレジットカード納付による2年前納

の割引額は14,420円です。  
※保険料額は厚生労働省告知により確定した金額です。

※(かつこ内)は毎月納める場合と比較した割引額です。

●口座振替による保険料額と割引額

・6カ月前納 96,930円  
(1,110円)

・1年前納 191,970円  
(4,110円)

・2年前納 377,350円  
(15,650円)

※実際に口座から引き落とされる金額は、「国民年金保険料口座振替額通知書」にてご確認をお願いします

●現金およびクレジットカード納付による保険料額と割引額

・6カ月前納 97,240円  
(800円)

・1年前納 192,600円  
(3,480円)

・2年前納 378,580円  
(14,420円)

※実際にクレジットカードで立替納付される金額は「国民年金保険料クレジットカード納付額通知書」にてご確認をお願いします。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所  
096-367-2503

町住民生活課 ☎096-234-1113 (内線104)

国民健康保険

■国民健康保険に加入している人は、所得の申告が必要です

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の額や医療費の自己負担限度額などを計算します。

国民健康保険税の額や医療費の自己負担限度額などを計算します。国民健康保険税の額や医療費の自己負担限度額などを計算します。国民健康保険税の額や医療費の自己負担限度額などを計算します。

■申告をしないと国保税の軽減などが受けられません

国保には、所得額によって国保税が軽減される措置があります。しかし、申告をしないと所得の額が分からないため、国保税の軽減措置が受けられません。また、医療費の自己負担限度額判定も、所得額に応じて行われます。仮に収

国保被保険者の皆さん  
所得の申告を忘れずに



国保イメージキャラクターの上白石萌歌さん

入が何もなくても、申告をしないと正しい判定ができず、医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

■「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できます

町から配布している「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用できます。

■「医療費のお知らせ」を使用して医療費控除を計算する場合、「患者負担額」をもとに計算します。

お知らせに記載されていないものがある場合や、実際に負担した額が異なる場合は、控除額が変わることもあるのでご注意ください。

■期間内に申告をしましょう

申告期間は毎年2月中旬から3月中旬までです。期間内に申告していただくことが国保の適正な運営につながりますので、皆さんのご協力をお願いします。

申告についての詳しいことは、町税務課にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町税務課  
096-234-1112  
(内線115)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)